

**給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針
(ガイドライン)**

平成30年5月11日

独立行政法人日本学生支援機構

ガイドラインの趣旨

- 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付型奨学金制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しすることを目的とするものです。この給付型奨学金の原資は国費で賄われ、渡し切りの支給となることから、貸与型の奨学金以上に税の使途としての説明責任が問われることとなります。こうした責任を十全に果たしていくためには、給付型奨学金制度の理念を十分に踏まえ、給付奨学生としてふさわしい者に学資を支給することが重要です。
- 給付型奨学金制度においては、特に「進学の後押し」という観点を踏まえ、進学する前の段階で給付奨学生としての採否が決定されていることが重要であることから、進学前に申込み及び推薦を行う予約採用制度を採ることとしています。
- 機構が奨学生を採用するに当たっては、従来より、奨学生となる生徒等の状況を十分に把握している学校から推薦をいただく方法により行うこととしています。これまでの貸与型奨学金の予約採用においては、機構が示す推薦基準に基づき各高等学校等からの推薦をお願いしてきたところですが、給付奨学生の選考では、これまでの一律の基準による選考ではなく、高等学校等における様々な学習活動等の成果を踏まえて生徒等の学力・資質を評価し選考する方法により行うこととしているため、各高等学校等において、その教育目標を踏まえた推薦基準を定めていただくこととしています。
- 本ガイドラインは、給付奨学生としてふさわしい者の選考・推薦業務の円滑な遂行に資するため、各高等学校等における推薦基準の策定及びそれに基づく選考を行っていただく際の基本的な考え方を示すものです。各高等学校等においては、本ガイドラインを十分に踏まえた上で給付奨学生の推薦を行っていただくようお願いいたします。
- なお、本ガイドラインは、運用状況を踏まえ、適時適切に見直しを図っていくものとします。

1. 推薦者の選考対象

- 給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。
- ① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
 - ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
 - ・ 児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
 - ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

※ 社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

2. 推薦基準策定の基本方針

- 各高等学校等は、給付奨学生採用候補者の推薦基準について、独立行政法人日本学生支援機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定める以下（1）から（3）の3項目の要件を踏まえつつ、これらの要件を最低水準として各高等学校等の教育目標や実情を勘案した上で策定すること。その上で、当該推薦基準に照らして優れていると認められる者について、機構があらかじめ各高等学校等に示す推薦枠の範囲内で給付奨学生としてふさわしい生徒等を推薦すること。ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、機構が示す推薦枠に関わらず推薦することができるものとする。

- 機構が示す推薦枠は、当分の間、各高等学校等卒業者等の第一種及び第二種奨学金の新規貸与者のうち非課税世帯相当と見込まれる者の数の過去実績を基に配分するものとする。

(1) 人物について

- 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 学力及び資質について

- 下記のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
 - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(3) 家計について

- 「1. 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

※ 推薦基準の類型 (例)

各項目について、どの程度重視するかは各高等学校等において判断されるものであるが、例えば、以下のような類型が考えられる。

- A：選考対象の中から学力・資質の状況と家計の状況を総合的に勘案して選考するもの
- B：選考対象の中から学力・資質の状況を重視して選考するもの
- C：選考対象の中から家計の状況を重視して選考するもの

3. 推薦業務の留意点

(1) 選考に関する留意点

- 給付奨学生の選考に当たっては、各高等学校等が設定した教育目標に照らして実施する学習状況の評価に加えて、進学の意欲や目的、進学後の人生設計を含めて総合的に判断することが重要であること。
- 学力及び資質に関する要件への適合状況を確認する際は、各高等学校等の特色や実情を踏まえて行うものとし、その際、以下のような点を踏まえて行われるよう留意すること。
 - ① 知識量しか問わないテストの結果や特定の活動などのみに偏重せず、観点別学習状況の評価などの学力の三要素の趣旨を踏まえた選考となっているか。
 - ② 総合所見や出欠状況を加味した選考となっているか。
 - ③ 高等学校等の生活全体の中で課題を克服した経験など生徒等の成長過程にも着目した選考となっているか。
- 選考の際に考慮する就学の期間は、高等学校等在学者については1年生から2年生まで（既卒者は3年生まで）を基本とし、各高等学校等の実情に応じて、3年生時の状況を選考に加味することができる。

(2) 選考の方法・体制等に関する留意点

- 進学の意味や目的、進学後の人生設計を確認・評価するにあたっては、レポートの提出や面談等により本人の意識を十分に確認するものとする。
- 選考が特定の担当者の判断のみにより行われ、審査結果の妥当性や信頼性に疑義が生じることのないよう、管理職及び担任以外の教員等も含めた複数名により選考するなど、十分に客観性を確保できる選考体制の構築に努めること。
- 選考にあたる者は、推薦基準の考え方に関する共通の理解をもって審査に当たることができるようにすること。
- 生徒等や保護者をはじめ、社会に対して説明責任を果たすことができるよう、選考に当たっては公平性・透明性・客観性の確保に努めること。なお、各高等学校等において定める推薦基準は公表するよう努めること。

(3) その他留意点

- 編入学又は転入学した生徒等がいる場合、以前に在学していた高等学校等における学習成果や活動についても、その状況把握に努めるとともに、選考の際に加味することが望ましい。

- 特別支援学校高等部の生徒を含む障害がある生徒等に対する審査は、生徒等の障害や疾病の状態等に応じて、選考方法を工夫することなどにより、きめ細かい対応に努めること。
- 高等学校等卒業後2年以内の者は推薦対象となることから、卒業生に対しても募集案内等の周知に努めるとともに、給付奨学金を希望する旨の申し出があった場合には適切な対応に努めること（なお、推薦枠は、過年度卒業生の数を含む貸与型奨学金の貸与実績を考慮して配分されている）。
- 高等学校卒業程度認定試験の合格者又は出願者については、直接、機構に申し込むこととなり、在籍していた高等学校等からの推薦の対象ではないため、留意すること。
- 給付奨学生の採用候補者となった生徒等が次年度進学しない場合は、採用候補者としての資格を失い、次年度以降、改めて申し込む必要がある旨周知に努めること。なお、当年度に決定した採用候補者が大学等へ進学しない場合であっても、出身の高等学校等から追加の推薦は受けないので留意すること。
- 前記「1. 推薦者の選考対象」の①又は③に該当する者として高等学校等から推薦された者については、機構において家計に係る以下の選考基準に照らして採否を決定することとなるため、推薦されても採用候補者とならない場合があることについて、生徒等に十分周知しておくこと。
 - ア 第一種奨学金の家計基準を満たすこと。（①の該当者のみ）
 - イ その者及び生計維持者の資産の合計額について、生計維持者が1人のときは1,250万円以下、生計維持者が2人のときは2,000万円以下であること。